

★ クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則（規則第三十七号）（食品生活衛生課

）

一 改正の要旨

クリーニング業法施行規則の一部が改正され、クリーニング師の免許の申請に添付する書類が見直されたことを踏まえ、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成三十年四月二十三日